

地域間格差のための税源交換と交付税制度の整合性

—税源交換および地方再生対策費の格差是正効果—

赤井 伸郎

大阪大学大学院国際公共政策研究科 准教授

本稿の内容は全て執筆者の責任により執筆されたものであり、
(財) 関西社会経済研究所の公式見解を示すものではない。

地域間格差のための税源交換と交付税制度の整合性

－税源交換および地方再生対策費の格差是正効果－

赤井伸郎（大阪大学）

akai@osipp.osaka-u.ac.jp

6/29/2008 改訂版

目次

1. はじめに：2007年度の議論と2008年度税制改正	4
2. 論点	6
3. 財源格差の実態（現状把握）	7
4. 財源格差の推計	8
5. 税源交換の分析	9
6. 税源交換の評価と地方再生対策費	10
7. 本稿のまとめ	11
8. 参考資料	12

1. はじめに：2007年度の議論と2008年度税制改正

昨年、地域間格差の問題が大きな議論となり、政治的にもこの格差問題への配慮が、今年の制度改正における、ひとつの重要政策項目となった。現在議論されている税制改正案では、地方側が求める地方消費税の拡充は消費税率見直しの段階まで先送り（09年度以降に消費税率を引き上げる際に地方消費税（消費税5%のうち1%）を拡充することを念頭）し、第一段階として都市部に税収が集中する地方法人2税（法人事業税、法人住民税）のうち、地方税の法人事業税の半額程度を、「地方法人特別税」として国税化し自治体に配分する「地方法人特別譲与税」に組み替え、09年度より、人口と従業員を基準に配分されることとなった。

ただし、そもそも財政の地域間格差に対しては、交付税がその役割を果たす制度となっており、その整合性、実際の効果の問題が生じる。すなわち、税収格差を減らすべく譲与税を配分しても、交付税がその75%分減少し、地方における総歳入の変化はわずかとなる。この問題を解決すべく新たに、交付税算定において、地域活性化を促す地方再生対策費が組み込まれることになった。（詳細・是正効果に関しては、第6節で比較する）。

これまで、具体的な是正策については、以下の3つの案が提示されてきた。

- (1) 消費税と地方法人2税を税源交換し地方消費税の割合を増やす総務省案¹
- (2) 地方法人2税の配分基準を見直す財務省案
- (3) 時限的に予算措置など税以外の手法で調整する案

これらは、地方財政への影響の観点から見れば、配分方法の違いとして整理できる。地方消費税は、現在、消費額・人口・従業者数の指標で配分されている²。一方で、地方法人2税は、従業者数と事業所数であん分（非製造業の場合）されている。また、現在議論されている地方法人特別譲与税の配分方法は、人口と従業者数で配分する方法である。したがって、これらの議論は、消費額・人口・従業者数などの指標をどの割合で用いて配分するのかという議論に集約できるのである。

今後は、地方消費税の引き上げが想定されていることから、本稿では、現在の地方消費税の基準をベースに配分し、その税収格差への効果、および地方再生対策費の是正効果との比較を行う。

¹ この場合、地方法人2税を地方の共同税として、地方交付税財源となっている消費税分と交換するケースと、地方法人2税を国税化して、消費税の地方交付税財源となっていない部分と交換するケースがある。単年度の効果は同じであるが、今後の税収の伸びや安定性の面では、違いが生じる。

² 国から払い込まれた地方消費税相当額について、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算している。具体的には、「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額で6/8を、「人口（国勢調査）」で1/8を、「従業者数（事業所・企業統計）」で1/8を配分している。また、都道府県の清算後は、税収（清算後）の2分の1を市町村に交付し、人口と従業者数であん分（「人口（国勢調査）」1/2+「従業者数（事業所・企業統計）」1/2）している。

本稿は以下のように構成される。次節では、格差問題を議論するうえでの論点を整理する。3節では、財源格差の実態を把握する。4節において、格差の度合いを推計する。5節では、税源交換の分析を行い、結果を提示する。6節では、結果を評価するとともに、2008年度より導入される地方再生対策費による格差是正の効果および、その後に導入される地方法人特別譲与税も考慮した格差効果を計測する。7節では、本稿の貢献をまとめる。

2. 論点

個人間格差と地域格差

本来、格差とは個人に帰着するものであり、地方自治体という主体の格差があったとしても、個人レベルでの格差が存在していない限り、それを埋め合わせるべきであるという議論の正当性は曖昧である。個人の格差は所得税などの累進課税で再分配可能であるから、個人の格差を是正すれば、地方自治体は、地域内でのガバナンスが整っている限り、住民に独自に課税すれば必要な財源を確保できることになる。地域間で行政コストが異なる場合には、その調整が必要であるが、これも（地域を考慮した所得再分配後の）住民への課税で可能となる。そのため、地域格差の是正に必要な性があるのかどうかひとつの論点となる。

ただ、現実的には、そのようなガバナンス制度は確立されておらず、地方税の設定も中央集権的である。その場合には、次善策として、地域間格差を国が直接是正することが正当化される可能性もある。

格差は存在しているのか？：交付税との整合性

地方間の財政調整制度としては、すでに交付税制度が存在している。交付税は地方での必要額(基準財政需要額)を算定し配分する制度である。そのため、交付税が存在している限り、すでに格差は是正されているともいえよう。ただし、現実には、交付税の総額はマクロ的な財政状況から決定されている上、ミクロの財政需要も、その根拠には議論がある。交付税のレベルに対しては、透明性を確保し、その規模、配分方法を議論し、国民の総意をまとめていくしかないのである。

このような制度設計の中では、今回のように地域間格差の是正策として地方法人2税(法人事業税、法人住民税)の見直しを行ったとしても、地方交付税制度によってその効果のほとんどが相殺されることになる(留保財源の部分だけは効果が残る)。不交付団体からの配分額に相当する分だけ交付税に余剰が生まれる。(留保財源分は除く)この余剰は、(マクロ的制約によって実現できていない)真に必要な格差是正のために使うとして特別枠として地域に配分されることになったが、その配分方法が議論の対象となろう。その財源が制度上、余剰であるならば、危機的な国の財政状況を踏まえれば、国の財政再建に用いるという議論もあろう。

移管財源の規模(東京のプライマリーバランス)

富裕団体からの税の移管を行うことが必要だとした場合に、その規模をどの程度にするのかひとつの論点となろう。東京都が主な拠出者であるから、東京都の余裕度を計測することが出発点となろう。

配分方法

移管する税額が決まったあとでは、その地域間配分方法が論点となろう。地方税の場合には、課税根拠および税の性格との整合性も重要である。

以下では、これらの論点を踏まえ、地域間格差の把握、政策の効果（交付税との整合性）、移管規模、配分方法などを評価していく。

3. 財源格差の実態（現状把握）

地方税総額

道府県税と市町村税を合計した地方税総額³で見れば、税収が最大の東京都は 5.9 兆円であるのに対し、最小の鳥取県は 1,189 億円に過ぎない。また、税収が第 2 位の大阪府は 2.55 兆円、第 3 位の神奈川県は 2.52 兆円、第 4 位の愛知県は 2.38 兆円であり、それほど差は見られない。東京都が 2 位から 4 位の倍近い額となっている。地方税収の内訳（個人住民税・法人 2 税・地方消費税・固定資産税）を見れば、東京都と 2 位以下との格差は、特に法人 2 税によってもたらされていることが分かる。（図 1）

一人当たり地方税額

一方、一人当たり額で見れば、地方税総額において税収が最大の東京都は 48.1 万円であるのに対し、最小の沖縄県は 15.3 万円に過ぎない。また、税収が第 2 位の愛知県は 33.5 万円、第 3 位の大阪府は 29.5 万円、第 4 位の神奈川県は 29 万円であり、一人当たりで見れば、格差は小さくなる。地方税収の内訳（個人住民税・法人 2 税・地方消費税・固定資産税）を見れば、東京都と 2 位以下との格差は、主に法人 2 税によってもたらされていることが分かる。（図 2）さらに、全国平均を 100 とした指数で全国を比較すると、やはりその格差は主に法人 2 税で生まれていることが分かる。（図 3）

交付税の配慮

これらの格差に対しては、ある程度の財政調整を行う機能を持った制度として、すでに地方交付税が存在する（国庫補助金にも財政調整機能を担っている部分がある）。実際、地方交付税など国からの補助金交付後の一人当たり歳入額で見れば、その格差分布は大きく変化し、都市部が豊かであるとは断定できない。（図 4）

³ これは「法人 2 税・地方消費税・固定資産税」における超過課税分、および「法定外普通税」と「法定外目的税」を除いた値である。

4. 財源格差の推計

本節では、前節で行った分析をより精緻化して格差の度合いを指標として捉える。また、年度を拡大して、近年の格差の動きも捉えることにする。都道府県および市町村について、以下の地方税目に関してその税収格差を分析する。

	都道府県	市町村
地方税目	地方消費税	地方消費税交付金
	法人均等割	法人均等割
	法人税割	法人税割
	法人事業税 ⁴	固定資産税

なお、格差の尺度として「人口で重み付けしたジニ係数」を利用する⁵。

都道府県の地方税収格差の推移

平成10年度から17年度の一人当たり地方税収の格差の大きさを見ると、他の税に比べ、法人税割及び事業税の格差が大きいことわかる。また、その推移で見ると、ともに平成11年度から13年度にかけて拡大したが、その後は、法人税割のみが拡大傾向にある。(図5)

市町村の地方税収

平成10年度から17年度の一人当たり地方税収の格差の大きさを見ると、他の税に比べ、法人税割の格差が大きいことがわかる。また、その推移で見ると、平成11年度から13年度にかけて拡大したが、その後一度、拡大はとどまったものの、平成17年度は再び拡大傾向にある。

図6)

昼間人口の考慮

東京都では、昼間人口と夜間人口に大きな差があり、一人当たりの値を算出する人口として、昼間人口を用いる必要性が指摘されることがある。昼間人口を用いた場合には、格差は縮小するものの、その推移は、夜間人口を用いたものとはほぼ同様である(図7、図8)。

⁴ 以下では法人事業税を単に事業税と呼ぶ。

⁵ 地方税 k に関する人口で重み付けしたジニ係数とは、 $GI(k) = \frac{\sum_{i \in \mathbf{I}} \sum_{j \in \mathbf{I}} N_i \times N_j \times |g_i^k - g_j^k|}{2N^2\mu}$ 、と計算される

値である。ここで N_i は自治体 i の住民の数、 g_i は自治体 i における地方税 k の税収、 N は全国の住民総数、 $\mu = \sum_{i \in \mathbf{I}} N_i g_i / N$ は地方税 k の人口による加重平均を表す。また、 \mathbf{I} は全国の自治体全体の集合である。

5. 税源交換の分析

本節では、前節で格差が認められた法人2税に着目し、税源交換のシミュレーションを行う。

都道府県における税源交換

法人税割および事業税と、地方消費税の税源交換をシミュレーションする。法人税割および事業税から地方消費税（全国では税込中立）に移管する「割合」を0%（現状）から100%（すべて地方消費税に交換）まで変化させる税源交換を行う⁶。

それぞれの割合における一人あたり地方税、一人あたり歳入総額、財政力指数の全都道府県における格差（ジニ係数）を算出した。同じ割合の税源交換を行う限り、法人税割の交換よりも事業税の交換が格差是正に大きく寄与することが分かる。税源交換ではひとつの税を捉えて議論することもあるため、同じ割合（たとえば同じ100%税源交換）を考える意義はあるものの、事業税の規模は法人税割の約6.5倍あり、その規模が是正効果に影響を及ぼしている点も考慮すべきである。法人2税に関して同規模の税源効果の場合に及ぼす是正効果の大小は、交換前の格差の度合いに依存する。図7からわかるように、法人2税の格差は年度ごとに入れ替わっている。平成15年度以降は、法人税割の格差が法人事業税よりも高いために、同規模の税源交換であれば、法人税割の格差是正効果が大きいことになろう。

さらに、（交換後の地方税をもとに基準財政収入額（交換後の地方税の75%を算入）を算出して求めた）交付税を考慮して、一人あたり歳入総額を求めると、格差はほとんど変化しないことが明らかとなった（図9）。大きく変化しない理由は交付税によるものである。

ただし、一人あたり歳入総額における格差の解釈には注意が必要である。なぜなら、一人あたり歳入総額と一人あたり地方税とでは、高い方から並べた自治体順位に逆転に近い現象が起こるからである。（図4）詳しく説明すると、まず一人あたり地方税については、都市部が地方部を上回っており、その格差の是正は、一般的に地域間格差の是正といわれる方向と一致する。その一方で、一人あたり歳入総額は、交付税により地方部に対して相対的に大きな財源が再分配されているため、必ずしも都市部が高いわけではない。どちらかといえば、地方部での一人あたり歳入総額が高い。したがって、このような状況で一人あたり歳入総額から計測される格差の指標は、通常言われている都市部が恵まれているという格差とは合致しない。そのため、一人あたり歳入総額から計測される格差の指標の値が小さくなるのが、いわゆる地域間格差の是正を表しておらず、格差の指標としては適

⁶ この移管財源を、制度としてどのように捉えるかはさまざまな議論（国税・交付税財源・地方譲与税など）があるが、それらの議論は、以下での分析結果に影響を与えない。現在の国の流れは、すでに述べたように、地方譲与税として捉えて配分するものである。

切ではないことになる。あえて言えば、一人あたり歳入総額の指標で見た場合には格差が現状より大きくなるような配分の方が、一般的に言われている地方部への格差是正策となるのである。

それでは、一般的に言われている格差是正策に合致するような格差の指標はどのようにして作ればよいのだろうか。そもそも、一般的に言われている格差とは何を指すのだろうか。これは国民の意思が反映されることであって、経済学的に何が是正されるべき格差かを定めることはできない（もちろん、その判断材料を示すことは経済学の仕事である）。しかしながら、この点に関して国民の中で十分な議論がなされているとは言えず、現在の日本において是正されるべき地域間格差とは何なのかははっきりしない。結局、現在格差といわれているものが何であるかが曖昧である限り、どのような指標で格差を測り、政策の結果として格差がどのように変化したのかを問うのは、困難なのである。

市町村における税源交換

道府県税と同様に市町村について、法人税割と、地方消費税の税源交換をシミュレーションする。法人税割から地方消費税（全国では税込中立）に移管する「割合」を0%（現状）から100%（すべて地方消費税に交換）まで変化させる税源交換を行う。

それぞれの割合における一人あたり地方税、一人あたり歳入総額、財政力指数の全都道府県における格差（ジニ係数）を算出した。都道府県税と同様、交換は格差是正に大きく寄与することが分かる。しかしながら、（交換後の地方税をもとに基準財政収入額（交換後の地方税の75%を算入）を算出して求めた）交付税を考慮して、一人あたり歳入総額を求めると、都道府県同様、格差はほとんど変化しないことが明らかとなる（図10）。

6. 税源交換の評価と地方再生対策費

本節では、どのくらいの格差是正が妥当なのかを議論し、税源交換の評価を行う。また、2008年度に実施される地方再生対策費の配分効果から配分政策も評価する。

拠出額（100%移管のケース）

ひとつの判断基準が、格差是正で税を拠出する地域の拠出額であろう。その拠出額を見ると、法人税割の移管における減少額は、東京都で946.5億円、愛知県223億円、大阪府89.8億円となるが、東京都以外はその75%が交付税で補填されるため、歳入総額への影響は小さくなる（この推計は、平成17年度データを基礎としている。愛知県は、平成17年度は交付団体であるが、平成18年度より不交付団体となり、完全には補填は受けられない状態にある）。また、事業税の移管における減少額はさらに大きく、東京都で5,289億円、愛知県1,140.6億円、大阪府375.5億円となるが、東京都以外はその75%が交付税で補填されるため、歳入総額への影響は小さくなる。したがって、東京都からどのくらい拠出でき

るのがひとつの評価基準となろう⁷。(図 11、図 12、図 13 参照)

地方交付税への影響としての余剰額

道府県税および市町村税の税源交換によって、ほとんどの不交付団体で地方税収が減少する一方、多くの交付団体で地方税が増加する。そのため、地方交付税の総額は交換が進むに従って減少する。この余剰額をどのくらいの規模にするのかもひとつの基準となろう。なお、不交付団体の数が減少しているのは、裕福な自治体での法人税割が減少するからである。(図 14、図 15 参照)。

地方再生対策費および地方法人特別譲与税が生み出す是正効果との比較

格差是正にはすでに交付税の制度が存在しているため、歳入総額への影響はわずかとなり、最終的な格差是正への効果はほとんどないといえる。そこで導入される仕組みが、基準財政需要額における地方再生対策費による算定の上積みである。算定額は、都道府県分 1,500 億円程度、市町村分 2,500 億円程度、合計 4,000 億円程度である。地方税偏在是正による財源を活用して、地方と都市の「共生」の考え方の下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を基準財政需要額において包括的に算定するとしている。市町村、特に財政の厳しい地域に重点的に配分し、算定方法としては、都道府県が人口で、市町村が、人口及び耕地及び林野面積となっている。この配分がどのくらい地域間格差に影響を及ぼすのかを、総務省(2008)「地方再生対策費の創設に伴う需要額試算について(平成 20 年 1 月 22 日)」に基づき推計してみると、市町村および都道府県とも、一人当たり歳入は拡大することとなった。これは、豊かな不交付団体の歳入は変化しないまま、一人当たり歳入がすでに大きい地方部への配分がなされたためと考えられる。そこで、総務省が算定において考慮している地域間のコスト格差を、基準財政需要額の値として捉え、その値を用いてコストを仮想的に基準化した指標(歳入/基準財政需要額)における格差を計測した場合、格差は縮小しているという結果となった。さらに、地方法人特別税・地方法人特別譲与税の制度により生じる東京都と愛知県の減収額(総務省の算定)を考慮して計測した結果、格差は縮小することが明らかとなった(図 16、図 17)。

7. 本稿のまとめ

政治的にも格差問題への配慮が重要政策項目となっている現状を踏まえ、本稿では格差是正のあり方を、現実のデータをもとに評価することを試みた。さまざまな議論があるものの、今後は地方消費税の引き上げが想定されていることから、本稿では格差問題の論点

⁷ 東京都における全会計の都債残高は、135,644 億円(平成 15 年度)、132,694(平成 16 年度)、126,626(平成 17 年度)、124,123(平成 18 年度予算時点)であり、減少を続けている。また、収入不足に備える財政調整基金の残高は、平成 18 年度で約 4000 億円である。

を整理するとともに、法人2税を現在の地方消費税の基準をベースに配分する形での税源交換の影響を考察した。

推計から以下のことが明らかとなった。法人税割および事業税と、地方消費税の税源交換を総額に対する同じ割合で行うと、県レベルでは、法人税割の交換よりも事業税の交換が、格差是正に寄与する。事業税の移管における減少額は、東京都で5,289億円となる。

また、実際に導入された制度の格差効果を計測すると、その効果は、一人当たり歳入ではむしろ拡大しているものの、総務省が考慮するコストの差を考慮した格差では、縮小することが分かった。また地方法人特別譲与税による格差是正は、東京都と愛知県の減収により、格差を縮小させる効果があることが分かった。

本稿では、税源交換や実際に予定されている制度変更による格差是正効果を議論してきた。ここで明らかになったことは、(1) 交付税が存在する限り、他の税制による格差是正効果は限定的になること、(2) 現実の格差は、一人当たり歳入など単純指標では測れないため、格差の指標・評価が重要であることであった。格差是正のためには、その格差の指標・評価とともに、交付税を含めた制度のグランドデザインが必要である。

8. 参考資料

国勢調査(各年度版)

市町村別決算状況調(各年度版)

都道府県決算状況調(各年度版)

市町村合併実績 <http://www.soumu.go.jp/gapei/index.html>

総務省(2008)地方再生対策費の創設に伴う需要額試算について(平成20年1月22日)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080122_1.html

図 1 地方税収の上位 5 都道府県と下位 5 都道府県

(単位：億円)【平成 17 年度】

	地方税総額		個人住民税		法人 2 税		地方消費税 (清算後)		固定資産税	
上位	東京都	59,061	東京都	13,712	東京都	19,620	東京都	3,599	東京都	12,926
	大阪府	25,539	神奈川県	7,577	愛知県	6,372	大阪府	1,893	大阪府	6,593
	神奈川県	25,185	大阪府	5,400	大阪府	6,364	神奈川県	1,556	神奈川県	6,580
	愛知県	23,821	愛知県	5,290	神奈川県	4,496	愛知県	1,488	愛知県	5,752
	埼玉県	16,534	埼玉県	4,838	埼玉県	2,669	北海道	1,160	埼玉県	4,306
下位	鳥取県	1,189	鳥取県	251	鳥取県	205	鳥取県	122	鳥取県	341
	高知県	1,428	島根県	316	高知県	208	島根県	141	島根県	403
	島根県	1,428	佐賀県	335	島根県	261	徳島県	153	高知県	413
	佐賀県	1,693	高知県	339	佐賀県	311	高知県	154	佐賀県	460
	徳島県	1,867	徳島県	374	和歌山県	334	福井県	165	宮崎県	544

*ただし、「法人 2 税・地方消費税・固定資産税」における超過課税分、および「法定外普通税」と「法定外目的税」を除く。

図 2 一人当たり地方税収の上位 5 都道府県と下位 5 都道府県

(単位：千円)【平成 17 年度】

	地方税総額		個人住民税		法人 2 税		地方消費税 (清算後)		固定資産税	
上位	東京都	481.2	東京都	111.7	東京都	159.9	東京都	29.3	東京都	105.3
	愛知県	335.2	神奈川県	87.2	愛知県	89.7	大阪府	21.9	愛知県	80.9
	大阪府	294.8	愛知県	74.4	大阪府	73.5	長野県	21.6	福井県	79.9
	神奈川県	289.7	千葉県	72.4	静岡県	64.1	京都府	21.4	静岡県	77.3
	静岡県	286.1	埼玉県	68.9	山梨県	59.5	愛知県	20.9	大阪府	76.1
下位	沖縄県	152.5	沖縄県	34.0	長崎県	24.5	沖縄県	14.7	沖縄県	43.7
	長崎県	171.0	秋田県	35.7	沖縄県	24.9	奈良県	14.8	宮崎県	46.4
	宮崎県	174.7	宮崎県	36.7	青森県	25.1	埼玉県	16.1	長崎県	47.8
	青森県	176.2	青森県	37.5	高知県	26.0	和歌山県	17.1	鹿児島県	48.8
	秋田県	178.6	鹿児島県	38.2	奈良県	27.2	滋賀県	17.3	青森県	48.9

*ただし、「法人 2 税・地方消費税・固定資産税」における超過課税分、および「法定外普通税」と「法定外目的税」を除く。

図3 一人当たり地方税収の指数（全国平均を100とした場合）【平成17年度】

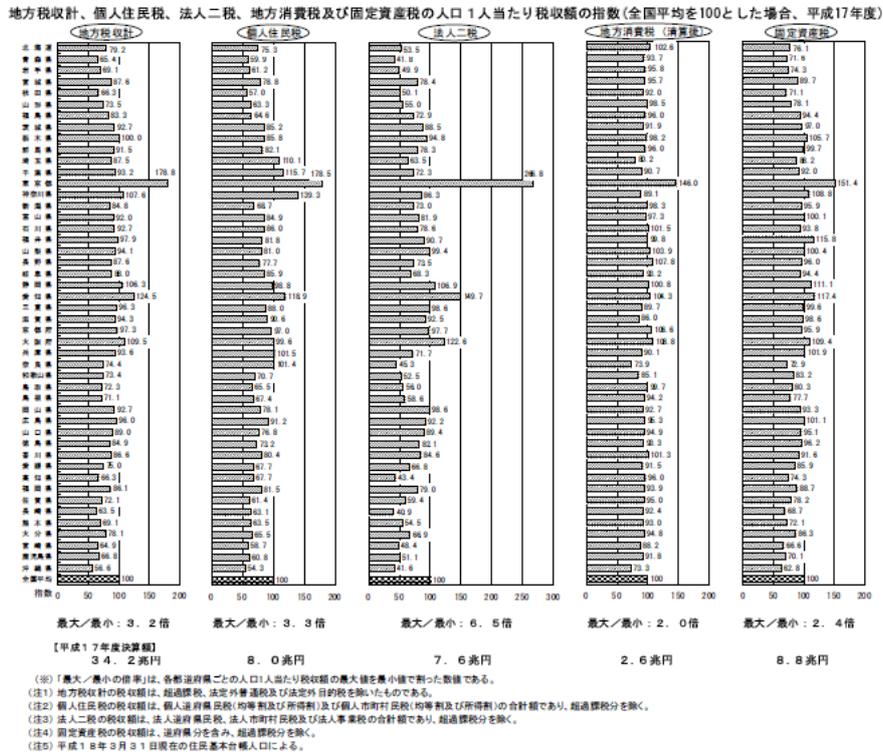


図4 交付税も含めた都道府県歳入の格差【平成17年度】

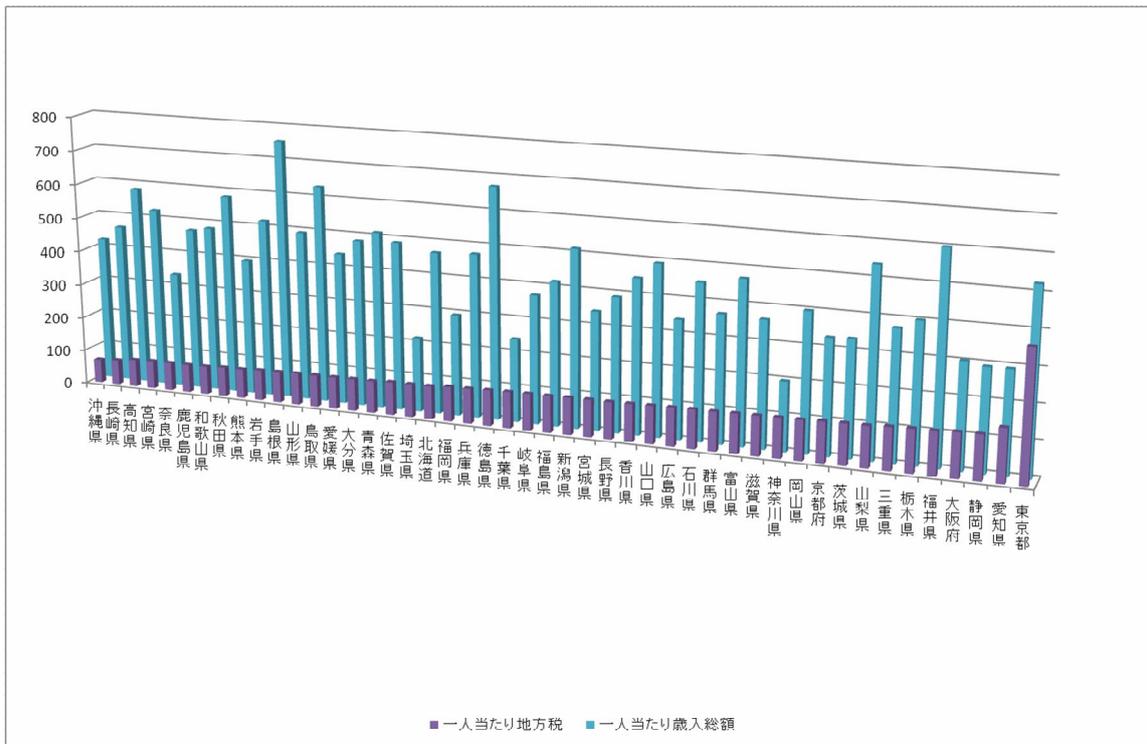


図 5 都道府県における地方税収の格差（ジニ係数）
【平成 10 年度～17 年度】

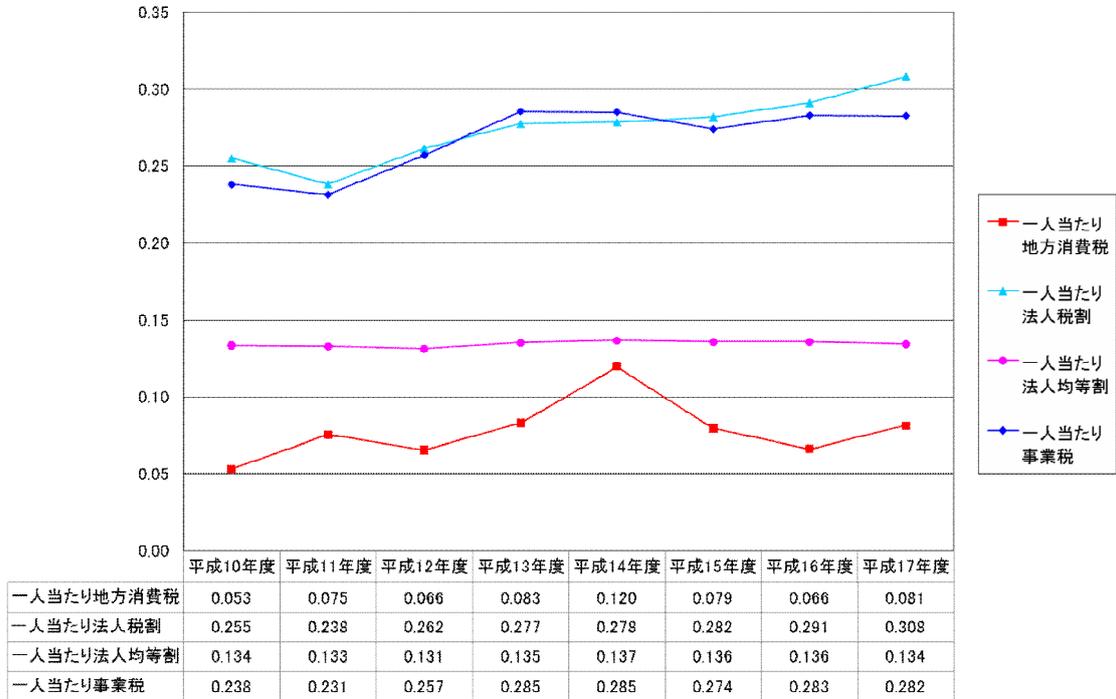


図 6 市町村における地方税収の格差（ジニ係数）
【平成 10 年度～17 年度】

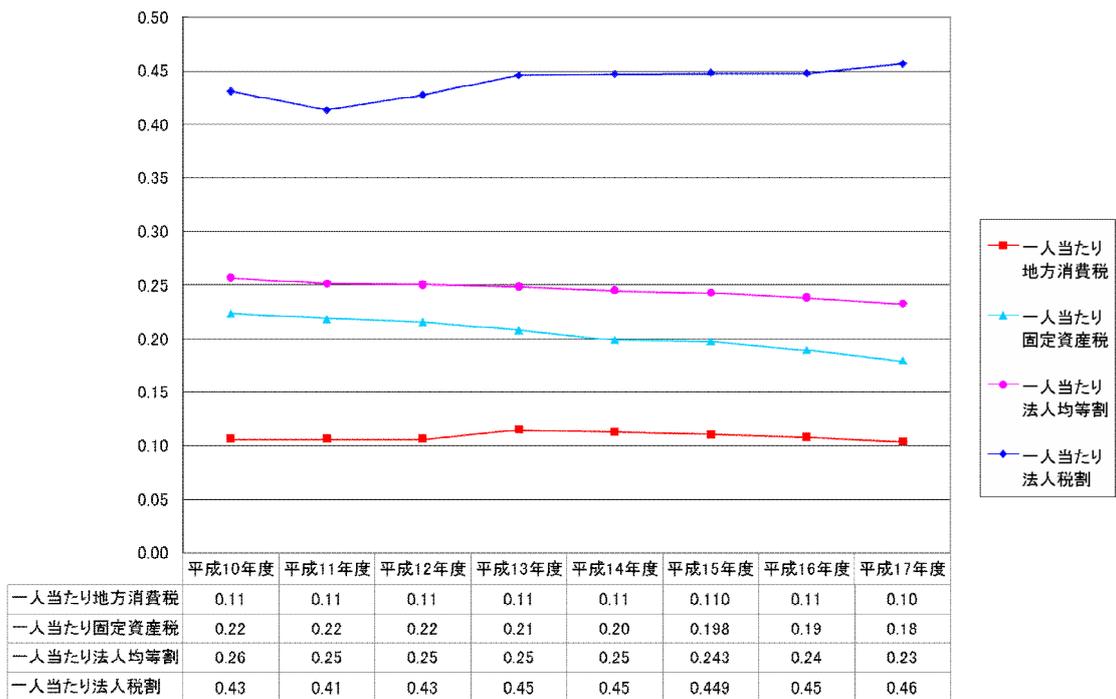


図 7 都道府県（昼間人口）における地方税収の格差（ジニ係数）
【平成 10 年度～17 年度】

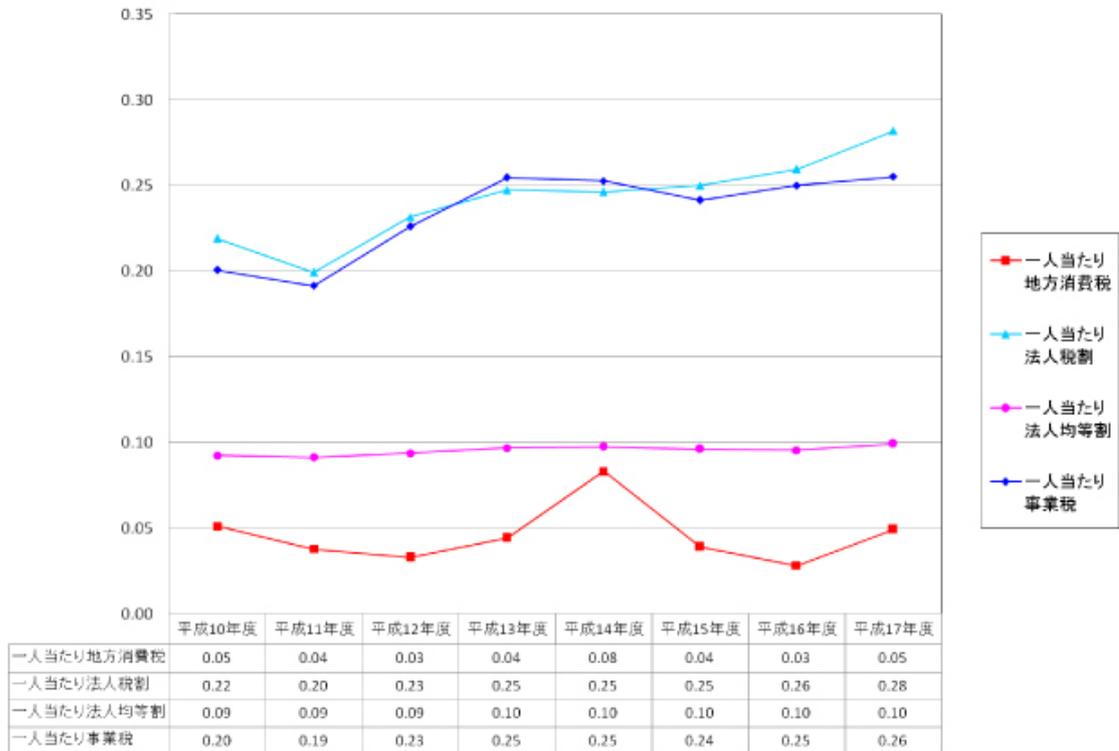


図 8 市町村（昼間人口）における地方税収の格差（ジニ係数）
【平成 10 年度～17 年度】

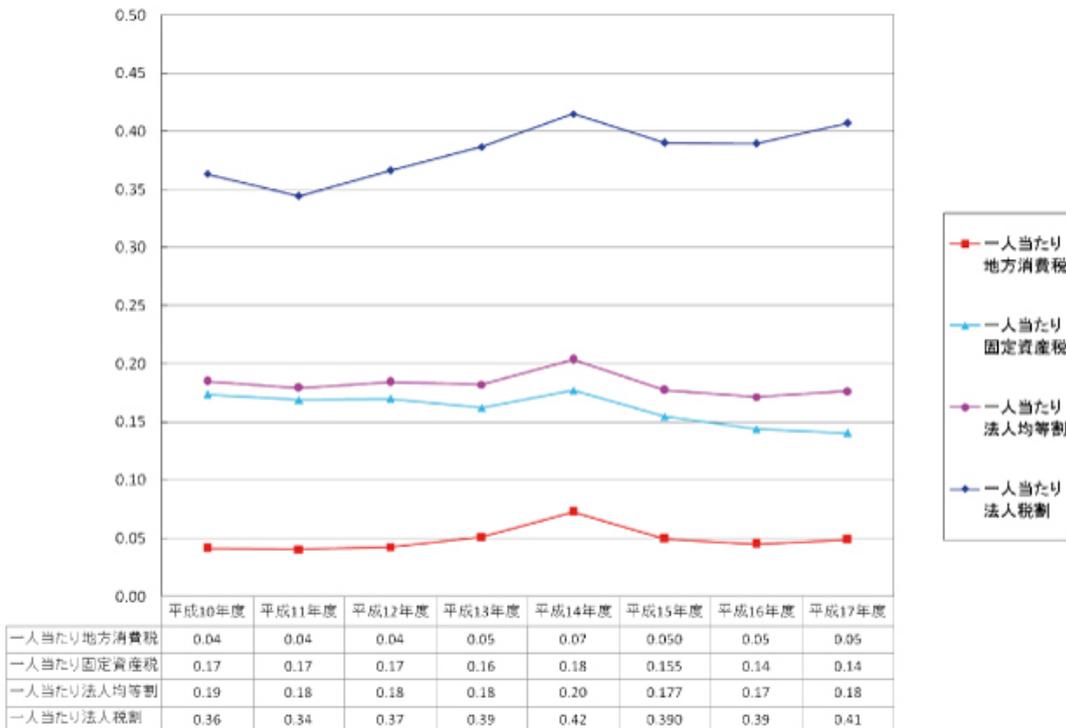


図 9 道府県税の税源交換シミュレーションの格差（ジニ係数） 【平成 17 年度】

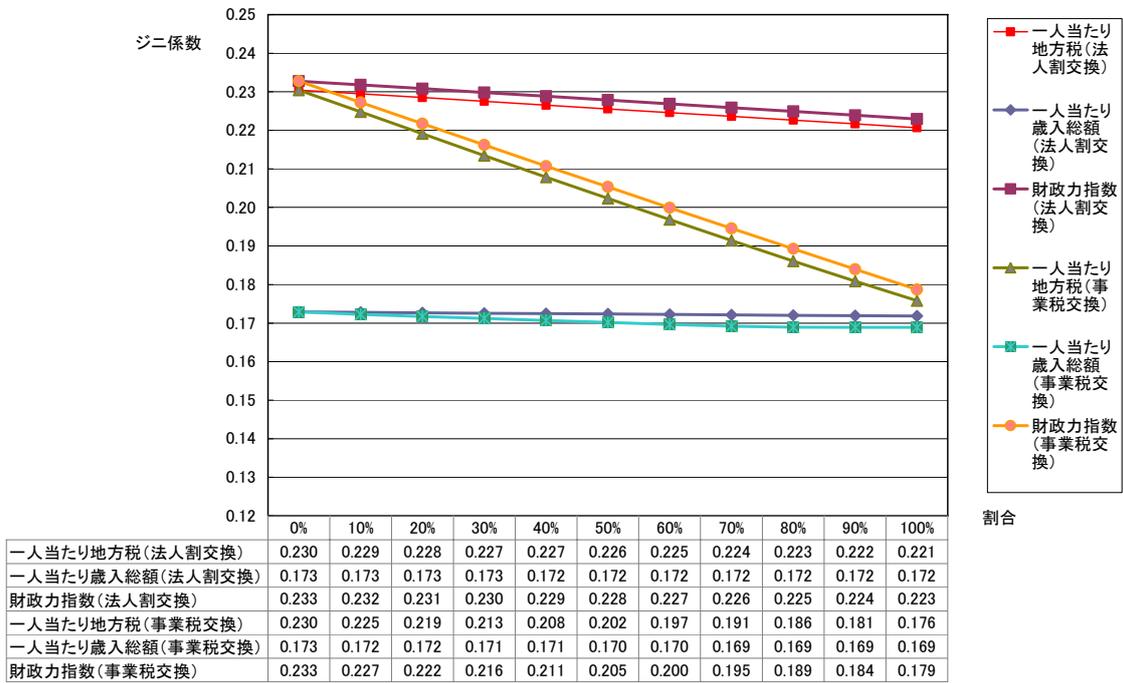


図 10 市町村税の税源交換シミュレーションの格差（ジニ係数） 【平成 17 年度】

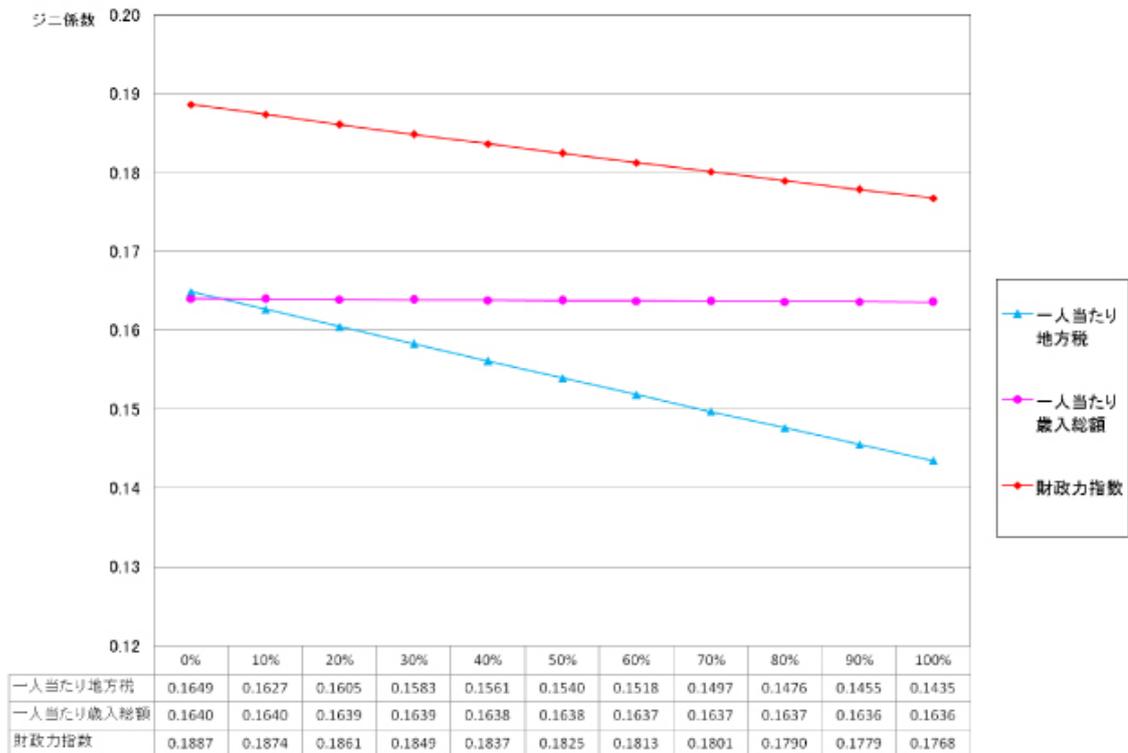


図 11 税源交換（法人税割）によって拠出（税収が減少）する都道府県

【平成 17 年度】

	地方税の減少額 (億円)	歳入総額の減少 額 (億円)	一人当たり地方 税の減少額 (千円)	一人当たり歳入 総額の減少額 (千円)
東京都	946.5	946.5	7.71	7.71
愛知県	223.0	55.8	3.14	0.78
大阪府	89.8	22.5	1.04	0.26
三重県	11.5	2.9	0.62	0.16
静岡県	10.6	2.6	0.28	0.07
岡山県	7.6	1.9	0.39	0.10
滋賀県	0.6	0.2	0.04	0.01

図 12 税源交換（事業税）によって拠出（税収が減少）する都道府県

【平成 17 年度】

	地方税の変化額 (億円)	歳入総額の変化 額 (億円)	一人当たり地方 税の変化額 (千 円)	一人当たり歳入 総額の変化額 (千円)
東京都	5,289	4,274.8	43.09	34.83
愛知県	1140.6	285.2	16.05	4.01
大阪府	375.5	93.9	4.33	1.08
静岡県	110.8	27.7	2.93	0.73
三重県	69.0	17.2	3.71	0.93
滋賀県	46.5	11.6	3.41	0.85
岡山県	46.1	11.5	2.36	0.59
茨城県	6.5	1.6	0.22	0.05

図 13 税源交換による東京都の減収額 【平成 17 年度】

割合	交換（法人税割）		交換（事業税）	
	地方税の減収額（億円）	減少率	地方税の減収額（億円）	減少率
0%	0	0.0%	0	0.0%
10%	95	0.2%	529	1.1%
20%	189	0.4%	1,058	2.3%
30%	284	0.6%	1,587	3.4%
40%	379	0.8%	2,116	4.6%
50%	473	1.0%	2,645	5.7%
60%	568	1.2%	3,173	6.9%
70%	663	1.4%	3,702	8.0%
80%	757	1.6%	4,231	9.2%
90%	852	1.9%	4,760	10.3%
100%	946	2.1%	5,289	11.5%

図 14 道府県税の税源交換シミュレーションによる地方交付税減少額 【平成 17 年度】

割合	税源交換（法人税割）による地方交付税減少額	税源交換（事業税）による地方交付税減少額
0%	0 億円	0 億円
10%	71 億円	397 億円
20%	142 億円	793 億円
30%	213 億円	1190 億円
40%	284 億円	1587 億円
50%	355 億円	1983 億円
60%	426 億円	2380 億円
70%	497 億円	2777 億円
80%	568 億円	2953 億円
90%	639 億円	2953 億円
100%	710 億円	2953 億円

図 15 市町村税の税源交換シミュレーションによる地方交付税減少額 【平成 17 年度】

割合	不交付団体数	交付団体数	税源交換（法人税割）による地方交付税減少額
0%	126	1,695	0 億円
10%	127	1,694	74 億円
20%	126	1,695	146 億円
30%	124	1,697	216 億円
40%	122	1,699	284 億円
50%	123	1,698	349 億円
60%	123	1,698	411 億円
70%	122	1,699	472 億円
80%	122	1,699	531 億円
90%	122	1,699	589 億円
100%	121	1,700	645 億円

図 16 地方再生対策費のよる格差への効果（市町村） 【平成 17 年度】

	ジニ係数	不交付団体数
一人当たり歳入	0.16384 (0.07462)	124
一人当たり歳入 (地方再生対策費を含む)	0.16456 (0.07350)	121

対象：東京 23 区を除く全市町村（1,804、平成 19 年 4 月 1 日現在 ※1）

※：地方財政対策費の試算が平成 19 年 4 月 1 日の市町村を対象としており、平成 17 年度決算の基準日である平成 18 年 3 月 31 日との間に、29 市町村が合併を行っている。そのため、これら市町村については地方財政対策費の値が存在しない。そこで、対象とする市町村は平成 19 年 4 月 1 日に存在する市町村とし、前述の 29 市町村については、合併前の人口や地方税等を合算し、それを合併後の市町村の値とした。(.) 内の値は、総務省が考慮している地域間のコスト格差を基準財政需要額の値として捉え、その値を用いてコストを仮想的に基準化した場合の歳入（歳入／基準財政需要額）の格差を示している。

図 17 地方再生対策費のよる格差への効果（都道府県） 【平成 17 年度】

	ジニ係数	不交付団体数
一人当たり歳入	0.17288 (0.10608)	1
一人当たり歳入 (地方再生対策費を含む)	0.17322 (0.10556)	1
一人当たり歳入 (地方再生対策費＋税制)	0.17003 (0.09871)	1

対象：都道府県

※：(.) 内の値は、総務省が考慮している地域間のコスト格差を、一人当たり基準財政需要額の値の差として捉え、その差を用いてコストを仮想的に基準化した場合の歳入（歳入／基準財政需要額）の格差を示している。また、税制の効果とは、地方法人特別税・地方法人特別譲与税の導入の効果として、総務省試算で減収となる団体のうち、交付税で補填を受けない東京都と愛知県の減収効果（東京都 3,268 億円、愛知県 433 億円の歳入減）を考慮したものである。この減収を考慮した格差を税制の効果としている。